

研究ノート

2000年直前の税効果会計

品田 正*

わが国の税効果会計は任意導入の歴史を20年もたどってきたが、ここへきてやっと2000年より導入がきまった。さらに税効果会計は税金を費用の一部とみなすので早い方がよいということで、1999年の3月からの導入をきめた。このような一連の対応は国際会計基準の33号にわたった提唱が2000年前に完了し、IOSCOも国際会計基準を承認し、多くの国が税効果会計を制度として取り入れ、期末の会計処理にかかせないものとなってきたのをうけて、わが国でも流れに乗って登用したもようである。

本稿の趣旨は調査報告ではなしに、現在任意ながら税効果会計を導入している会社の事例や今後の制度化後の金融機関での処理の変化などに焦点をあてながら、税効果会計を2000年の会計ビッグバンの時代にどうなりつつあるか、たどってみることにした。これにより長期的視点からわが国の税効果会計の導入の歴史をたどる上での一助となることを目的としており、長期的視点からの税効果会計の歴史は別途学者の各論点などをてらしあわせながら分析してゆきたい。

1 税効果会計の歴史

税効果会計により、費用である税金の機関帰属が決定し、期間差異が繰延税金として計上される。このとき1967年の米国のFASB11号は繰延法を用いるよう指示していたが、1979年の国際会計基準12号で繰延法に加えて債権債務法が採用されるようになり、1988年の米国FASB96号は債権債務法のみを認めるようになり、次第に債権債務法の地位が高まっていった。(注1)

米国がFASB11号を公表した8年後に日本では、1975年6月24日に企業会計審議会により「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が公表され、(三-2)で税効果会計の連結財務諸表への任意適用を認めた。

この意見書をうけて、1976年10月30日の大蔵省例第28号「連結財務諸表の用語・様式および作成方法に関する規則」(=連結財務諸表規則)の第11条及び第13条の9によって、税効果会計の任意適用を制度として認めるようになった。

損益計算書における税効果会計の具体的な表示方法を定めたのは1977年3月11日の蔵証代325号であり、規則取扱要綱とよばれている。これによれば、計算書の末尾に「税金等調整前当期純利益→法人税→法人税等調整額(その内容を示す名称とする)→差引きないし合計→少数株主損益の順に記載され、期間帰属が決定した税金の調整額が開示されることになった。(注2)

2 製造業における開示の現状

NECの159期(平成9年5月)の有価証券報告書から、税効果会計について、連結財務諸表の上で、どんな開示が行われているのか検討しよう。

貸借対照表関係では、流動資産8つのうちの7つ目に繰延税金の計上が325億1500万円あり、注

* 東京情報大学講師

9と注が付されている。これは流動資産の1%強である。

もう1つ、貸借対照表では、その他の資産の2項目のうち、1番目に長期繰延税金として2748億7700万円計上されており、注9が付されているが、これは、その他の資産の27%を占めており、資産合計の2%弱になっている。

これらが参照している注2では、(1)標準実効税率が51%ほどであること、(2)差異は、(損益計算書上の法人税等) - (税引前利益×標準実効税率=標準実効税額) = Xで求めること、(3)標準実効税額が618億2300万円であること、(4)実際税額が2490万であること、(5)両者の差異の原因は、減少要因が2つが連結子会社への投資の評価減499億8000万円と、その他5億700万円であること、増加要因は3つ有り、評価引当金の増減額80億5400万円、損金不算入の費用48億3600万円、税率差異6億7400万円であることが開示されている。

同注9では、(1)繰延税金資産の合計は5項目の加算と1項目の減算により2091億4600万円であり、加算の項目は(一)連結会社間によるたな卸資産および有形固定資産の内部未実現利益487億ほど、(二)未払退職金及び年金費用494億ほど(三)その他の固定負債283億円弱、(四)繰越欠損金856億円強、(五)その他861億強があること、減算は、評価引当金の控除890億円ほどであることが開示されている。

他方繰延税金負債は4項目あり、それらは(一)租税特別措置法上の準備金406億円弱、(二)未分配利益の税効果が127億円強、(三)市場性ある有価証券の146億円強、(四)その他281億円強であることが開示されている。

このほか注9では(1)評価性引当金の計上目的としては繰越欠損の子会社分の繰延税金資産における実現見込みがない分への計上であること、(2)この引当金が期首残高が156億円弱減少したのは子会社業務好転を反映したものであること——を述べている。

最後に注9では、連結子会社の欠損金が1776億円強あり、(2)平成14年と平成19年度に控除期限を迎え、(3)繰延税金資産が実現するには、子会社が課税利益を獲得すること、(4)課税所得が見直して減少するであろうこと——もつけくわえられている。

注9のうちの市場性ある有価証券は、上記繰延税金負債の(三)番目に記載されたが、これは注5で根拠と明細を示している。それによれば、1993年5月の米国財務会計基準書(SFAS)115号「負債証券および持分証券に対する投資の会計」に従い、有価証券の3分類(売買目的、売却可能、満期保有)のうち、売買目的分だけ、時価評価を行い(注3)税効果配分後の未実現利益が資本の部に独立的に記載する旨定めている。しかしGAAP(一般に認められた会計原則)に準拠した連結決算作成会社なので、注記にて影響額を開示すれば済むことになった旨が示されている。

そして注5では(1)連結貸借対照表に計上した資本合計が1兆34億円弱であって、8項目の調整のうち、米国財務会計基準115号適用時の資本の分合計は、1兆1057億円強に変化すること、(2)8項目のうち繰延税金資産(短期)が97億円強、同長期分が3億円強増加要因をなしているのと逆に、繰延税金負債(短期)は440億円弱、同長期は、701億円ほどそれぞれ減少の要因であることが示されている。

注9と注5により、有価証券の時価評価が税効果に与える影響を開示している様子がみることができた。

注5により、繰延税金資産負債額(有価証券分)等の影響により、1兆34億円と記載された貸借対照表の資本の部の合計が、1兆1057億円と、1.1倍に増えており、(注による開示で済む)この

うち税効果部分の影響度は、加算・減算分相殺で、マイナス1023億円となっている。

なお、連結損益及び剰余金結合計算書には繰延税金の記載はなく、連結キャッシュフロー計算書には、営業・投資・財務のうちの営業活動の中に、繰延税金が、マイナス22億円弱ほど計上されているのみである。

会計処理法に関する注記による開示は、注3「重要な会計方針」11項目あるうちの7番目、「法人税等の期間配分」の中に、法人税等の引当は、連結損益及び剰余金結合計算書の税引前利益に基づいて、資産負債法を用いて行っている旨開示している。資産・負債に関する財務・税務上の一時的差異の将来における税効果が繰延税金に計上されるのである。

なお、この注3(7)ではさらに、繰延税金資産が将来実現しないときなんらかの税効果を表す引当金の計上により減額させるとしている。

注1に「会計処理の原則および手続きならびに連結財務諸表の表示方法」が12項目列挙されているが、ここの11番目は「法人税の期間配分」として資産・負債の財務・税務上取扱差額による税効果が繰延税金と処理されていることを開示している。

こうした資産負債法にもとづく製造業の開示例は、米国基準にそった処理をしている多数の会社に類例をみることができ、輸出から現地生産で生存・展開・発展している企業が会計処理上も現地基準を取り入れながら、税効果会計をきめこまかく実施していることがわかった。次節では、金融業の最近の前倒し導入機運とその決定で税効果会計の影響額や景気下降期における適時性の検討などを行うこととする。

3 金融機関と税効果会計

税効果会計は1975年からずっと任意適用の会計処理であった。しかし1999年度から制度として強制的に要請されることになった。その後、1998年度から前倒しで強制適用がきまり、(注4)企業会計審議会が1998年10月31日の総会で採択されたことを受けて、各企業が対応に走るようになる。

このうち金融機関にとって不良債権の償却を有税で償却を続けてきた分が、資本の部にとどまって計上されることになるので、(導入初年度に発注)主要18行を合算すると5兆円も資本の部が充実することになるのである。税効果の効果は不良債権処理が進展することに見られると読み取ったため、このように1年早く予定を繰り上げて税効果会計が導入されることになったとみるべきであろう。

国際会計基準の導入の圧力に屈したというのではなく、国際会計基準で定める税効果会計の本格導入に傾くことにより、不良債権処理がすすむという政策的効果が確認されたための積極導入となった。会計処理変更による益出しは、損をだせないという保守主義的処理も含めてタイムリーな企業救済政策を現出してきている。1998年度には国会で有価証券の原価法が導入され、低価法評価損を計上しなくともよいとする臨時措置導入がおこなわれた。有価証券等金融商品の評価益計上をみとめ時価評価を導入することになる。具体的には1997年3月期からようやく注での開示がはじまったのを継いで、2001年から時価評価益を実現利益とみなすようになろうとしている。(米国ではすでに1993年にすでに評価益が実現利益として計上されるようになった)会計制度改革で景気調整を図ったものがこれで3つ時を同じくして登場した。つまり、税効果会計の登場、原

価法・低価法の有価証券における選択適用の容認による評価損計上回避を通じた決算の建て直し政策の実施、および50年も評価益未計上の有価証券保有利得評価益の1度かぎりの多額の評価益計上による決算建て直しの効果の発生——の3つである。このうち税効果会計と時価会計は国際会計基準の要請に沿うことになると（結果的に）みなされるので、格付けなどでプラスの効果が期待されたり、将来、国際会計基準導入時の制度化導入に伴う追加的コスト発生と未然に抑えることができるという節約効果が期待されることになった。

金融機関が税効果会計制度化前に有税償却を決った理由については、営業費区分における無償償却（貸倒引当金を負債性の引当金として貸方に引当てる）とは異なり、有税で償却することにより、課税された分だけ最終利益が減少してしまうためであった。

今度税効果会計が導入されると、経常利益から特別損失を引いた額に税率を掛けて税額を決めるので、特別損失の額だけ税金は減額され、最終損益のその分ふえることになるから、会社の成績をよく見せようと必死なこの時期（株価に折り込まれると、悪材料はすぐ株価を減少させる要因となり、資金調達コストが格付けの格下げ等で割増になってしまう）の各企業にとって朗報であり、従来は渋っていた有税による不良債権償却も促進されるようになるであろうと予想される。

さらに税効果会計導入で資本の部が増額され、自己資本比率が高まると、BIS（国際決済銀行）基準の関係で、（8%を達成・維持しようとした）貸し渋りが発生しやすかったという状況から好転し、貸し渋りが発生しにくくなるというよい循環が生じてくることにもなるのである。

金融機関が税効果を導入する上で、連結本格化といわれる2000年からすでに連結ベースでの導入を決定していたが、上述の効果のある税効果会計を本店単独決算についても要請するようになり、本店のみと連結との処理の差がなくなったことはよい方向にすすんだといえよう。ただ、1998年度にはあくまでも企業側の自主性に任せてあり、税効果の益出しメリットを1年でも早く確保したいと考える会社にとっては、効果が早いので任意導入であっても積極的に1年早く導入してくるであろう。

金融機関が税効果会計導入を行うと、不良債権処理を法人税を払って償却したあと、融資先倒産で税金還付がえられる。とくに初年度には、長い間有税償却処理をしてきた税額分のうち還付見込み分がすべて資本に算入されることになるから、時価評価益導入初年度分のように、導入初年度の決算に、大きな黒字化効果を単発的にもたらすことになる。

金融機関が資本の部の貸方を税を還付分で増大させるとき、借方は、繰延税金（資産）として計上されることになる。

図1により、仕組みが示されている。（注4）

図1 税効果会計導入前と税効果導入会計後のちがい

図1-1 非税効果会計

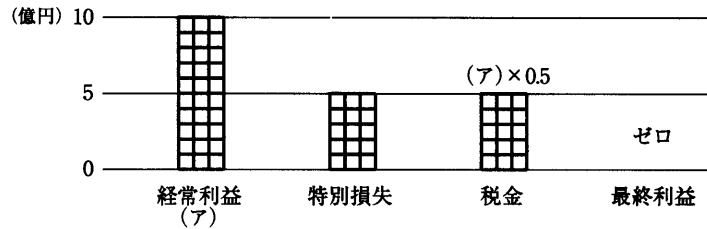
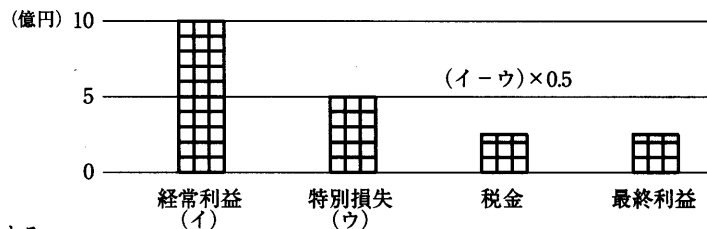


図1-2 税効果会計導入の場合



※ 税率 = 0.5 (50%) とする
 ※ ウの分だけ「益出し」効果がある

図1のシンプルな税効果会計導入時の計算法に加えて、少し表現を変えた解説図が図2である。
 (注5)

図2 税効果会計導入により本例であれば20余計に「益出し」ができる

図2-1 非税効果会計

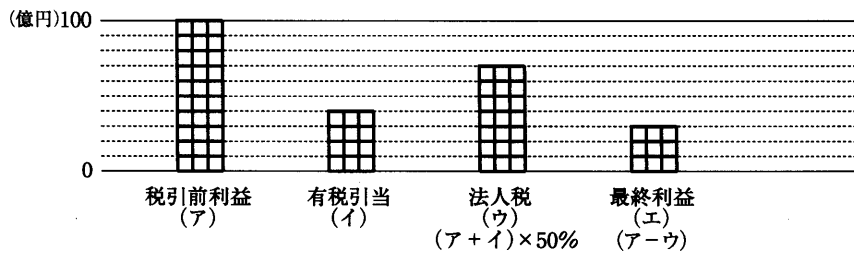
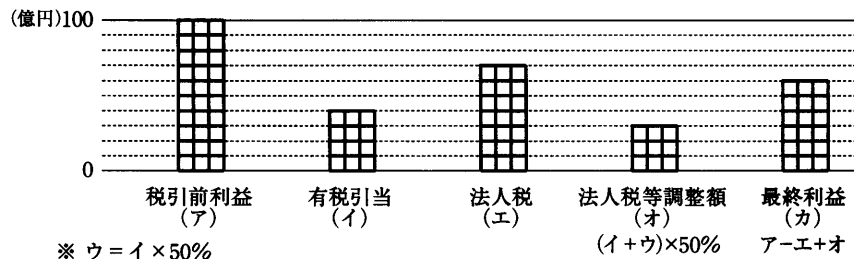


図2-2 税効果会計導入の場合



※ $ウ = イ \times 50\%$

4 今後の処理統一化のゆくえ

3で述べたように税効果会計が導入されることが景気対策となるに加えて、国際基準導入効果があり、国際基準委員会理事国日本としての建前は揃うことになるだろう。少なくとも、時価主義化の評価益計上法における日本の草案と国際基準との差よりは、資産負債法の採用など違和感のないすっきりしたものになっているが、2節の米国内生産企業の準拠は当面は、米国のGAAPやSFAS115号規定に従わざるをえないのではないか。トータルな国際基準化の一貫で税効果を米国例などを参考に継続的考察を要す展開となろう。

注

- 1 拙稿「税効果会計」経営情報科学、第2巻第1号、P77参照。
- 2 拙稿「税効果会計」交通論叢第26号、1988年11月号P27参照。
- 3 拙稿「わが国の有価証券(現物)の時価評価について」東京情報大学経営情報科学第11巻、1999年3月、P13参照。米国は売買可能分の有価証券は評価益を認だが貸方は資本の部の剰余金(その後、同じく損益に反映せずだが、「包括利益」として別記を提案中)とするよう求め、満期保有分は、原価法評価を求めている。
- 4 日本経済新聞、1998年10月18日一面で「税効果会計を今期から」と大見出しで一面で伝え、企業会計審議会の前倒し導入決定を報じた。
- 5 日本経済新聞、1998年10月31日日経1ページにより、企業会計審議会の税効果会計制度化導入決定を伝えるときの例解として示されたもの。

参考文献

「税効果会計」弥永真生、足田浩著、中央経済社、(1997年5月刊)229ページ